

# 合併 Information

第6号

『ガッペイ  
インフォメーション』  
合併に関するさまざま  
な情報をお知らせ  
します！

<http://www.iynkft-gappei.jp/>

**11**  
2004  
NOVEMBER

第10回合併協議会

ファイル(F) 編集(E) オブジェクト(O) 文字(T) 選択(S) フィルタ(L) 効果(C)

## 第10回合併協議会開催！



9月27日(月)午後2時から中山町農業総合センターにおいて、第10回合併協議会を開催しました。

Contents

今回お知らせの内容

第10回合併協議会開催  
「町字名の取扱い、合併期日の変更、他」 P2-3

3市町のこれまでの経緯と  
合併までのスケジュール P4

合併協議会事務局

799-3114 伊予市灘町3 6 3番地

TEL 946-7202 FAX 946-7203

Mail info@iynkft-gappei.jp

URL <http://www.iynkft-gappei.jp/>

合併の期日

ファイル(F) 編集(E) オブジェクト(O) 文字(T)

## 平成17年4月1日に合併します。

9月27日開催の第10回合併協議会において、合併に必要な協議事項について全ての協議が調いました。いよいよ来年の4月1日には新市が誕生することになります。

これまで、合併に関する協議内容をこの合併インフォメーションを通じて、みなさんにできるだけ分かりやすくということでお知らせしてきましたが、紙面の関係上どうしても協議の内容全てを掲載することができませんでした。今までの協議会の会議内容を詳しく見たい方は、当協議会ホームページに合併協議に関する資料・会議録等を掲載していますので、ぜひご覧ください。

<http://www.iynkft-gappei.jp/>



## 第10回合併協議会 会議概要

9月27日(月)午後2時から中山町農業総合センターにおいて、第10回合併協議会を開催しました。今回提案している協議題で合併協定に必要な協議項目が全て調うことになります。

協議結果は次のとおりです。

町字名の取扱いについては、市町村合併の際に、町(字)の区域を設定もしくは廃止する場合や、町(字)の区域もしくは名称を変更する場合は、地方自治法の規定に基づいて、市町村長が当該市町村議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出ることが必要となります。

また、事前に合併関係市町村間で町名・字名の取扱いを協議しておくことが適当であります。町、字の区域や名称については、地域の歴史や文化がしみ込んだ、住民にとって愛着が深いものであり、合併時の混乱を避けるために、合併しても必要最小限にとどめ、できる限り従来の町字名をそのまま

使用しているケースがほとんどです。

そこで、協議した結果、次のとおり確認されました。

### 【町字名の取扱いについて】

- 1 町字の区域は、従前のおりとする。
- 2 町字の名称は、次のとおりとする。

する。

- (1) 伊予市については、現在地名を継承する。
- (2) 中山町及び双海町については、「伊予郡」を「伊予市」に置き換え、「大字」を省き表示する。

協定項目	町字名の取扱い					
調整方針	1 町字の区域は、従前のおりとする。 2 町字の名称は、次のとおりとする。 (1) 伊予市については、現在地名を継承する。 (2) 中山町及び双海町については、「伊予郡」を「伊予市」に置き換え、「大字」を省き表示する。					
	伊予市		中山町		双海町	
	現況	調整後	現況	調整後	現況	調整後
現行どおり			伊予郡中山町 大字中山	伊予市 中山町中山	伊予郡双海町 大字高野川	伊予市 双海町高野川
			大字出渕	中山町出渕	大字上灘	双海町上灘
			大字栗田	中山町栗田	大字高岸	双海町高岸
			大字佐礼谷	中山町佐礼谷	大字大久保	双海町大久保
					大字串	双海町串

### 住所表示の例

市町名	現 況	調 整 後
伊予市	伊予市米湊820番地	伊予市米湊820番地
中山町	伊予郡中山町大字出渕2番耕地120番地	伊予市中山町出渕2番耕地120番地
双海町	伊予郡双海町大字上灘甲5821番地の6	伊予市双海町上灘甲5821番地の6





### 協議第44号 新市建設計画（案） について

新市建設計画の原案が承認され、10月4日には愛媛県知事から異議ない旨の回答があり県知事との正式協議が調いました。

#### 【新市建設計画と基本構想】

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければなりません。ここにいう基本構想やこれに基づく総合計画等については、当該地域の発展のために立てられる各種の具体的な計画のすべての基本となるべきものでなければならぬため、合併後の市は、この基本構想の策定に着手することになりま



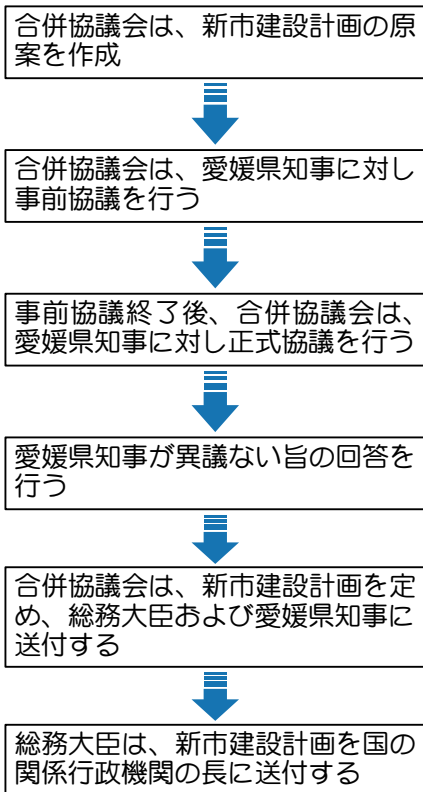
す。

一方、新市建設計画は、合併関係市町のそれぞれの基本構想を踏まえつつ、合併協議会が作成するものであり、市町の合併に際し、合併の適否の判断材料となるものです。いわば合併市町のマスタープランとしての役割を果たすものです。

そのため、合併後の市が基本構想を策定するに当たっては、旧市町が合併をするための判断材料であった新市建設計画を尊重し、その趣旨・内容を活かした形で審議することが適当であるとされています。

新市建設計画の作成手続については、合併特例法で規定されており、フローを図示すると次のようになります。

#### ○新市建設計画作成手続



### 協議第45号 合併の期日の変更 について

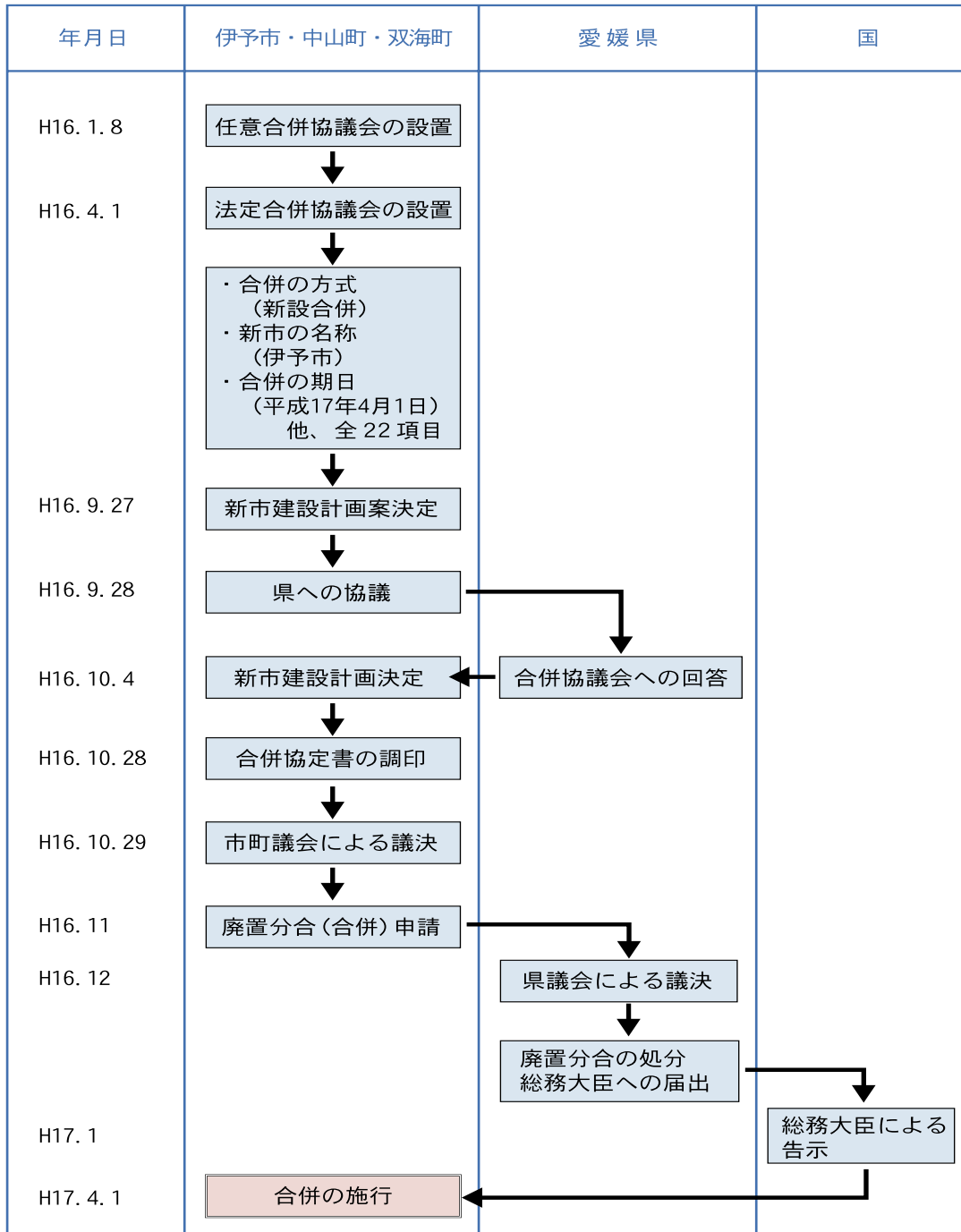
第1回協議会において、「合併の期日は、平成17年3月31日以前を目標とする。」と確認されていましたが、合併に関する協定項目の協議が全て調ったことを受け、具体的な期日を決定する必要があります。

また、市町村の合併の特例に関する法律の一部が改正され、平成17年3月31日までに都道府県に合併を申請し、平成18年3月31日までに合併をした市町村には、現行の合併特例法に規定する特例措置が適用されるようになりました。

そこで、新市の財政面で有利であるうえに、年度開始日での合併となり、決算、予算及び業務運営の面でも非常に効率的であるという理由で、合併の期日を平成17年4月1日とすることで確認されました。



○伊予市・中山町・双海町のこれまでの経緯と合併までのスケジュール



郷

第6号

「ガッペイ・イノフオメーション」 2004.vol.6  
 平成16年11月1日発行  
 編集・発行 伊予市・中山町・双海町 合併協議会事務局 ☎ 799-3114 愛媛県伊予市灘町3-6-3番地  
 089-946-7202 FAX 089-946-7203 mail: info@iynkft-gappei.jp URL http://www.iynkft-gappei.jp/

Memo

次回協議会のご案内

議題等が調整できしだい次回合併協議会の開催日程を当協議会ホームページ、各市町広報紙等でお知らせしますのでご了承ください。



協議会は傍聴できます。当日15分前からの受付で入場できます。会議資料もお渡ししていますので、ぜひご来場ください。定員は30人ですが、会場の都合により増減することがあります。ご了承ください。